

提 案 書

平成 21 年 2 月 9 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうと ちよだくうちさいわいちょう  
住 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 和才 博美

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

検討項目		具体的内容
1. モバイル市場の公正競争環境の整備	(1) 第二種指定電気通信設備制度の検証	<p>1) 移動通信市場は、加入者数において、既にNTT東西を含む固定通信市場の2倍以上となっており、携帯事業者は、接続協議における優位性を行使できる状況にあります。</p> <p>そのような移動通信市場において、第二種指定電気通信設備を保有する事業者（以下、第二種指定電気通信事業者という）以外でも、第一種電気通信設備に指定されているNTT東西のそれぞれの加入電話、ひかり電話と同程度である約2,000万の加入契約数を持つ携帯事業者が存在しており、実態としては、当該事業者と接続を行わないという選択肢は取り得ず、当該事業者が接続料等の協議において優越的な地位に立っているという状況が存在しております。</p> <p>さらには、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（情報通信審議会：2008年3月27日）において、NTT東西のひかり電話契約者が約300万にも関わらず、第一種指定電気通信設備規制の対象とすべきとの考え方が示されていることから、加入電話、ひかり電話と同程度の加入契約数を保有する前述の携帯事業者を第二種指定電気通信事業者に追加し、公正な競争環境を整備すべきと考えます。</p> <p>また、当該携帯事業者は「自社内通話や自社グループ間通話の利用料金を無料にする一方で自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことが出来る」（2008年3月期ソフトバンク社中間決算説明会）とコメントしており、通話料無料のコストを接続料に転嫁し、回収しているという問題の懸念が考えられることから、自己又は自己のグループ内と比べ、他の事業者に対して接続料の適正性が確保されているかを検証できる仕組みが必要と考えます。</p>
3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備	(1) 通信プラットフォーム機能のオープン化	<p>1) 携帯事業者の競争が進展するとともに、ポータビリティの促進が図られる状況下においては、コンテンツ配信事業者にとっては、全ての携帯電話事業者に対して同等の機能の提供を受ける環境の整備が必要と考えます。また、コンテンツ配信市場・通信プラットフォーム市場においては、今後、一層のサービス多様化が見込まれており、事前規制を課すのではなく、各事業者・コンテンツ配信事業者等に対して自由なビジネス環境の中で創意工夫を促進することが適切と考えます。</p>

検討項目		具体的内容	
4. 固定通信と 移動通信の融 合時代等に おける接続ル ールの在り方	(1) 接続料算定 上の課題	1) ①	<p>電気通信事業法（以下、事業法という）上、接続拒否事由に該当すると考えます。</p> <p>具体的には、移動通信市場において、第二種指定電気通信事業者以外でも、第一種電気通信設備に指定されているNTT東西のそれぞれの加入電話、ひかり電話と同程度である約2,000万の加入契約数を持つ事業者が存在しており、当該事業者と接続を行わないという選択肢は取り得ず、接続料等の協議において不当に高額と思われる接続料を受け入れざるを得ないといった問題が発生しております。</p> <p>以上のことから、当該事業者が設置する電気通信設備を第二種指定電気通信設備に指定することにより、事業法第34条2項の規定による接続約款の届出をさせるとともに、事業法第30条5項で規定されている、「電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項」の公表を義務付けし、公正な環境を整備すべきと考えます。</p>
		1) ②	<p>移動通信市場において、当該接続料が、事業法第30条5項で規定されている、「電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項」を公表している第二種指定電気通信事業者の接続料より高額である場合には、不当に高額な接続料に該当する懸念があると考えられます。</p> <p>以上のことから、全ての第二種指定電気通信事業者に事業法第30条5項で規定されている、「電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項」の公表を義務付けし、公正な環境を整備すべきと考えます。</p>

検討項目		具体的内容	
4. 固定通信と 移動通信の 融合時代等に おける接続ル ールの在り方	(2) 固定通信と 移動通信の融 合時代におけ る接続ルール の在り方	1) 2)	<p>通信サービスレイヤーにおいて、移動通信市場は、加入者数において、既にNTT東西を含む固定通信市場の2倍以上となっており、第二種指定電気通信設備を保有する事業者（以下、第二種指定電気通信事業者という）以外でも、第一種電気通信設備に指定されているNTT東西のそれぞれの加入電話、ひかり電話と同程度である約2,000万の加入契約数を持つ携帯事業者が存在しており、実態としては、当該事業者と接続を行わないという選択肢は取り得ず、当該事業者が接続料等の協議において優越的な地位に立っているという状況が存在しております。</p> <p>以上のことから、加入電話、ひかり電話と同程度の加入契約数を保有する前述の携帯事業者を第二種指定電気通信事業者に追加し、移動通信市場において公正な競争環境を整備すべきと考えます。</p>